

## 三朝町すこやか乳児家庭保育応援事業

保育所等に入所せず家庭内で2歳未満の乳幼児を養育するご家庭に対し、補助金を交付します。

### 事業の目的

家庭内での子育てを希望する方の経済的負担を軽減し、安心して希望する子育てができるよう支援することを目的とします。

### 事業の内容

#### 対象者

以下のいずれかに該当する方が対象です。

- ①乳幼児を監護し、生計を同じくする父母
- ②父母に監護されない乳幼児を現に監護する者

#### 補助額

月額3万円/人  
※1月未満の場合は日割を行います。

#### 補助対象要件

以下の3つの要件を全て満たす必要があります。

- ①生後57日以上2歳未満の乳幼児を、保育所等を利用せず家庭内で保育していること
- ②申請者及び乳幼児が町内に住民登録を行い、かつ居住の実態があること
- ③申請者及び配偶者が育児休業給付金等を受給していないこと

※ただし、以下のいずれかに該当する場合は補助金を支給しません。

- ・町税等を滞納している場合
- ・生活保護を受けている場合
- ・乳幼児の養育を怠っている場合
- ・里帰り出産等の一時的な居住の場合
- ・その他、補助金支給が適当でないと認められる場合

### 申請の案内

補助金を受けるためには、事前に必要書類を提出していただく必要があります。提出が遅れると、支給できない月が生じる場合がありますので、お早めに手続きをしてください。

#### 提出書類

〇すこやか乳児家庭保育応援事業補助金交付申請書、補助金支払請求書

※申請者と乳幼児の保険証の写しを添付してください。また、申請者と乳幼児の続柄が住民基本台帳で確認できない場合は、続柄を確認できる書類(戸籍謄本等)が必要です。

※印鑑と振込先口座が確認できるもの(通帳等)をご持参ください。

※申請書は下記の担当課窓口で配付、またはホームページでダウンロードできます。

URL : <http://www.kosodate-misasa.jp/>

#### 担当課

申請書の提出・制度に関するお問合せは、下記担当課へお願いします。

〒682-0195 鳥取県東伯郡三朝町大瀬999-2

三朝町役場町民課(子ども支援室) 電話: 43-3505